

○総務省訓令第 2 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 2 月 25 日

総務大臣 林 芳正

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令
電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準 [第 1 略] 第 2 陸上関係 [1 ～ 3 略] 4 その他 [(1)～(19) 略] <u>(20) 5755MHz から 5815MHz までの周波数の電波を使用する実験試験用の無線局</u> <u>5755MHz から 5815MHz までの周波数の電波を使用する実験試験用の無線局の審査は、次の基準により行う。</u> <u>ア 周波数及び空中線電力の指定は、別表 1 によること。</u> <u>イ 狭域通信システムの基地局から 2 km 以上の離隔距離を確保していること。</u> [第 3 ～第 5 略]	別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準 [第 1 同左] 第 2 [同左] [1 ～ 3 同左] 4 [同左] [(1)～(19) 同左] [新設] [第 3 ～第 5 同左]

附 則
この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。